



三重県公報

令和6年10月18日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	条 例		
41	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（法 務 ・ 文 書 課）	3
42	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	（地 域 福 祉 課）	38
43	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（子どもの育ち支援課）	40
44	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	41
45	三重県手数料条例の一部を改正する条例	（建 築 開 発 課）	45
46	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	（教 育 委 員 会）	48
	規 則		
58	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（地 域 福 祉 課）	52

公布された条例のあらまし

- ◎ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 41 号）
- 1 刑法等の一部を改正する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）
- 1 生活保護法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）
- 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）
- 1 雇用保険法等の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）

- 1 雇用保険法等の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定等を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

条

例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和六年十月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十一号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(県吏員職員退職諸給与支給条例の一部改正)

第一条 県吏員職員退職諸給与支給条例(昭和九年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第十条 年金タル退職諸給与(第二号又ハ第三号ノ場合ニ於テハ通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク)ヲ受クルノ権利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス 一 (略) 二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル拘禁刑ニ処セラレタルトキ 三 (略) 在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ年金タル退職諸給与(通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク)ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ普通退隠料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス	第十条 年金タル退職諸給与(第二号又ハ第三号ノ場合ニ於テハ通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク)ヲ受クルノ権利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス 一 (略) 二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ 三 (略) 在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ年金タル退職諸給与(通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク)ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ普通退隠料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス
第二十二條 左ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス 一・二 (略) 三 県吏員職員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月数	第二十二條 左ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス 一・二 (略) 三 県吏員職員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月数
第三十二條ノ二 普通退隠料、及増加退隠料ハ之ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執	第三十二條ノ二 普通退隠料、及増加退隠料ハ之ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月

行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス	ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス
刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七條第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七條の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セズ	
第四十七條 扶助料ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 前項ノ規定ハ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス	第四十七條 扶助料ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス
刑法第二十七條第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七條の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セズ	

(示威行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第二条 示威行進及び集団示威運動に関する条例（昭和二十四年三重県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）	第七条 次の各号の「一」に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）

(三重県職員退職手当支給条例の一部改正)

第三条 三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 二 （略） 2 4 （略） 5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行	(退職手当の支払の差止め) 第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 二 （略） 2 4 （略） 5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行

為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 (略) 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合 三 (略)	為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 (略) 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合 三 (略)
6 10 (略) (退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	6 10 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略) 2 6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 二・三 (略) 2 6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)	二・三 (略) 2 6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 二・三 (略) 2 6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第十七条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者	第十七条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の

の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 （略）	相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 （略）
--	--

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当の支給制限） 第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 （略） 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが	（期末手当の支給制限） 第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 （略） 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 二 （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 二・三 （略） 4 ～ 6 （略）	次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 二 （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 二・三 （略） 4 ～ 6 （略）
---	---

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第五条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当の支給制限） 第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわ	（期末手当の支給制限） 第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわ

らず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 （略） 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め）	らず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 （略） 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め）
第二十三条の三 県委員会又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第二十三条の三 県委員会又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
二 （略）	二 （略）
2 （略）	2 （略）
3 県委員会又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければなら	3 県委員会又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければなら

ない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 二・三 (略) 4～6 (略)	ない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 二・三 (略) 4～6 (略)
--	---

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第六条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(退職手当の支払の差止め) 第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 二 (略) 2～4 (略) 5 県委員会は、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた後、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する	(退職手当の支払の差止め) 第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 二 (略) 2～4 (略) 5 県委員会は、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた後、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する

場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
一 (略)	一 (略)
二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合	二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合
三 (略)	三 (略)
6 10 (略) (退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	6 10 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に	一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に

限る。) に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
二・三 (略)	二・三 (略)
2ゝ6 (略)	2ゝ6 (略)
(退職をした者の退職手当の返納)	(退職をした者の退職手当の返納)
第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。	第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
二・三 (略)	二・三 (略)
2ゝ6 (略)	2ゝ6 (略)
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)	(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第十七条 (略)	第十七条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該	4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退

退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 （略）	退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 （略）
--	---

（三重県立自然公園条例の一部改正）

第七条 三重県立自然公園条例（昭和三十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（指定認定機関） 第十九条 （略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 一 ～ 三 （略） 四 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法、この条例若しくは三重県自然環境保全条例（平成十五年三重県条例第二号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 五・六 （略） 4 ～ 6 （略） 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 （略） 第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。	（指定認定機関） 第十九条 （略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 一 ～ 三 （略） 四 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法、この条例若しくは三重県自然環境保全条例（平成十五年三重県条例第二号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 五・六 （略） 4 ～ 6 （略） 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 （略） 第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)	一〇五 (略)
第四十七条 第二十二條第一項の規定に違反した者は、六月以下の 拘禁刑 又は五十万円以下の罰金に処する。	第四十七条 第二十二條第一項の規定に違反した者は、六月以下の 懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第八条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第十五条 第二条第二項第一号の規定に違反した者又は同項第二号の規定に違反して撮影した者は、一年以下の 拘禁刑 又は百万円以下の罰金に処する。	第十五条 第二条第二項第一号の規定に違反した者又は同項第二号の規定に違反して撮影した者は、一年以下の 懲役 又は百万円以下の罰金に処する。
2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の 拘禁刑 又は五十万円以下の罰金に処する。	2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の 懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)	一・二 (略)
3〃6 (略)	3〃6 (略)
7 常習として第一項の違反行為をした者は、二年以下の 拘禁刑 又は百万円以下の罰金に処する。	7 常習として第一項の違反行為をした者は、一年以下の 懲役 又は百万円以下の罰金に処する。
8 常習として第二項又は第三項の違反行為をした者は、一年以下の 拘禁刑 又は百万円以下の罰金に処する。	8 常習として第二項又は第三項の違反行為をした者は、一年以下の 懲役 又は百万円以下の罰金に処する。
9 常習として第四項の違反行為をした者は、六月以下の 拘禁刑 又は五十万円以下の罰金に処する。	9 常習として第四項の違反行為をした者は、六月以下の 懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

(三重県屋外広告物条例の一部改正)

第九条 三重県屋外広告物条例(昭和四十一年三重県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の 拘禁刑 又は五十万円以下の罰金	第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の 懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

に処する。 一 第二十三条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだとき。 二 不正の手段により第二十三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。 三 第二十七条の二第一項の規定による営業の停止の命令に違反したとき。	一 第二十三条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 二 不正の手段により第二十三条第一項又は第三項の登録を受けた者 三 第二十七条の二第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者
2 第十九条第一項の規定による知事の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。	2 第十九条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
3 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条から第五条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置したとき。 二 第十二条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造したとき。 三 第十八条の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつたとき。 四 第二十四条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 五 第二十六条第一項の規定に違反して業務主任者を選定しなかつたとき。	3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条から第五条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者 二 第十二条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者 三 第十八条の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者 四 第二十四条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 五 第二十六条第一項の規定に違反して業務主任者を選定しなかつた者
4 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十四条に規定する許可の証票を貼付し、又は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置したとき。 二 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 三 第二十七条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、	4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十四条に規定する許可の証票をはり付けず、又は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者 二 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 三 第二十七条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
--	--

(三重県心身障害者扶養共済条例の一部改正)

第十条 三重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(年金の支給停止) 第十四条 第十一条第一項の規定により年金の給付を受ける権利(以下「年金受給権」という。)を有する心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止するものとする。 一 (略) 二 <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 三 (略)	(年金の支給停止) 第十四条 第十一条第一項の規定により年金の給付を受ける権利(以下「年金受給権」という。)を有する心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止するものとする。 一 (略) 二 <u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 三 (略)

(三重県青少年健全育成条例の一部改正)

第十一条 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第四十条 第二十三条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十二條の規定に違反したとき。 二 第二十四条の規定に違反して同条第	(罰則) 第四十条 第二十三条第一項の規定に違反した者は、二年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十二條の規定に違反した者 二 第二十四条の規定に違反して同条第

一号に掲げる行為をする場所を提供し、又はあつせんしたとき。 3 第十二条第六項、第十四条第四項、第十五条又は第二十四条の二第四項若しくは第五項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	一号に掲げる行為をする場所を提供し、又はあつせんした者 3 第十二条第六項、第十四条第四項、第十五条又は第二十四条の二第四項若しくは第五項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
4 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十条の二の規定に違反する行為を業として行つたとき。 二 第二十四条の二第三項の規定に違反したとき。	4 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十条の二の規定に違反する行為を業として行つた者 二 第二十四条の二第三項の規定に違反した者
5 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第二十条の二又は第二十条の三の規定に違反したとき。 二 第二十三条の二の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めた場合であつて、次のいずれかに該当するとき。 イ 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うよう求めたとき。 ロ 威迫し、欺き、又は困惑させる方法により、当該提供を行うよう求めたとき。 ハ 対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うよう求めたとき。	5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第二十条の二又は第二十条の三の規定に違反した者 二 第二十三条の二の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うよう求めた者 ロ 威迫し、欺き、又は困惑させる方法により、当該提供を行うよう求めた者 ハ 対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うよう求めた者
6 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十八条の二、第十八条の三又は第二十一条の規定に違反したとき。 二 第二十四条の規定に違反して同条第二号から第四号までに掲げる行為をす	6 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十八条の二、第十八条の三又は第二十一条の規定に違反した者 二 第二十四条の規定に違反して同条第二号から第四号までに掲げる行為をす

7	る場所を提供し、又はあつせんしたとき。	7	る場所を提供し、又はあつせんした者
7	次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。	7	次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一	第十一条第四項、第十七条の二第三項若しくは第四項、第十九条第二項、第十九条の二第一項又は第二十三条第二項の規定に違反したとき。	一	第十一条第四項、第十七条の二第三項若しくは第四項、第十九条第二項、第十九条の二第一項又は第二十三条第二項の規定に違反した者
二	第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。	二	第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反した者
三	第十六条第一項の規定に違反して、自動販売機等の設置届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	三	第十六条第一項の規定に違反して、自動販売機等の設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者
8	次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処する。	8	次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一	第十一条第五項又は第十九条の二第二項の規定に違反したとき。	一	第十一条第五項又は第十九条の二第二項の規定に違反した者
二	第三十六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	二	第三十六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
9	(略)	9	(略)

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第十二条 職員の分限に関する条例(昭和四十八年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失職の例外) 第五条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとするができる。	(失職の例外) 第五条 任命権者は、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとするができる。
2 (略)	2 (略)

(三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第十三条 三重県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和五十六年三重県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第十八条 第九条第四号の規定による知事の措置命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 第十九条 第九条第一号から第三号まで又は同条第五号の規定による知事の措置命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。 一 第七条の規定に違反して、犬を飼養したとき。 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 第八条第二項の規定に違反したとき。 四 第十二条第三項の規定に違反したとき。 第二十一条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第十八条 第九条第四号の規定による知事の措置命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第十九条 第九条第一号から第三号まで及び同条第五号の規定による知事の措置命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。 一 第七条の規定に違反して、犬を飼養した者 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 第八条第二項の規定に違反した者 四 第十二条第三項の規定に違反した者 第二十一条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

(三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第十四条 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年三重県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項若しくは第三項の登録又は第六条第一項の変更の登録を受け ないで浄化槽保守点検業を営んだとき。 二 不正の手段により第二条第一項若しくは第三項の登録又は第六条第一項の変更の登録を受けたとき。 三 第十四条第一項の規定による命令に違反したとき。	一 第二条第一項若しくは第三項の登録又は第六条第一項の変更の登録を受け ないで浄化槽保守点検業を営んだ者 二 不正の手段により第二条第一項若しくは第三項の登録又は第六条第一項の変更の登録を受けた者 三 第十四条第一項の規定による命令に違反した者
第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。 一 第十条第三項の規定に違反して必要な措置をとらなかつたとき。 二 第十一条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つたとき。 三 第十三条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 四 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 五 第十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。 一 第十条第三項の規定に違反して必要な措置をとらなかつた者 二 第十一条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者 三 第十三条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者 四 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 五 第十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正）

第十五条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成五年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（罰則） 第九条 第四条第一項の規定による警察官の命令又は同条第二項の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 2 （略）	（罰則） 第九条 第四条第一項の規定による警察官の命令又は同条第二項の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 2 （略）

（三重県生活環境の保全に関する条例の一部改正）

第十六条 三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第五十六条第一項の規定による許可を受けずに揚水設備を設置したとき。 二 第五十九条第一項の規定による許可を受けずに変更したとき。 三 第六十六条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。	第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第五十六条第一項の規定による許可を受けずに揚水設備を設置した者 二 第五十九条第一項の規定による許可を受けずに変更した者 三 第六十六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
第百七条 第二十六条、第三十二条第一項、第三十三条第二項、第三十四条第二項又は第四十五条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第百七条 第二十六条、第三十二条第一項、第三十三条第二項、第三十四条第二項又は第四十五条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第百八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第三十一条第一項の規定に違反したとき（ばい煙又は汚水に係るものに限る。）。 二 第三十八条第一項の規定による命令に違反したとき。 三 第四十条第三項の規定による命令に違反したとき。	第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第三十一条第一項の規定に違反した者（ばい煙又は汚水に係る者に限る。） 二 第三十八条第一項の規定による命令に違反した者 三 第四十条第三項の規定による命令に違反した者
2 過失により前項第一号の罪を犯したときは、その違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。	2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。
第百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。	第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定による届出又は第二十五条第一項の規定による届出(第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係る届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をしたとき(ばい煙又は汚水に係る届出に限る。) 二 第五十八条第三項、第五十九条第二項又は第六十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 第六十二条第二項の規定に違反して使用したとき。	一 第二十三条第一項の規定による届出又は第二十五条第一項の規定による届出(第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係る届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者(ばい煙又は汚水に係る届出をした者に限る。) 二 第五十八条第三項、第五十九条第二項又は第六十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 第六十二条第二項の規定に違反して使用した者
第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第二十三条第一項の規定による届出又は第二十五条第一項の規定による届出(第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる事項(騒音又は振動に係る届出にあつては同項第三号から第五号までに掲げる事項)の変更に係る届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をしたとき(ばい煙又は汚水に係る届出を除く。) 二 第四十九条第二項又は第五十五条第二項の規定による命令に違反したとき。 三 第六十七条第一項又は第六十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第八十条第二項の規定による命令に違反したとき。	第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第二十三条第一項の規定による届出又は第二十五条第一項の規定による届出(第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる事項(騒音又は振動に係る届出にあつては同項第三号から第五号までに掲げる事項)の変更に係る届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者(ばい煙又は汚水に係る届出をした者を除く。) 二 第四十九条第二項又は第五十五条第二項の規定による命令に違反した者 三 第六十七条第一項又は第六十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 四 第八十条第二項の規定による命令に違反した者
第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。 一 第二十四条第一項、第四十八条第一項又は第六十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 二 第二十八条第一項、第三十九条第二項若しくは第三項、第四十六条又は第七十	第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。 一 第二十四条第一項、第四十八条第一項又は第六十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第二十八条第一項、第三十九条第二項若しくは第三項、第四十六条又は第七十

二条の規定に違反したとき。 三 第百四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。	二条の規定に違反した者 三 第百四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
---	---

(三重県土採取規制条例の一部改正)

第十七条 三重県土採取規制条例（平成十三年三重県条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。 一 第四条第一項又は第十一条の規定に違反して土の採取を行ったとき。 二 第十二条、第十三条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第三項又は第十六条の規定による命令に違反したとき。 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。 一 認可等に係る採取計画に変更が生じた場合において、第八条第一項の変更認可を受けることなく土の採取を行ったとき。 二 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。 三 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 四 第二十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 (両罰規定) 第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは	(罰則) 第二十四条 次の各号の「」に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 一 第四条第一項又は第十一条の規定に違反して土の採取を行った者 二 第十二条、第十三条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第三項又は第十六条の規定による命令に違反した者 2 次の各号の「」に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。 一 認可等に係る採取計画に変更が生じた場合において、第八条第一項の変更認可を受けることなく土の採取を行った者 二 第十五条第二項の規定による命令に違反した者 三 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 四 第二十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 (両罰規定) 第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは

は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。	は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条各項の罰金刑を科する。
---	---

(三重県河川管理条例の一部改正)

第十八条 三重県河川管理条例（平成十四年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第六条 第四条第一項の規定に違反して竹木を流送したときは、その違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 2 第三条第二項又は第三項の規定に違反して舟又はいかだを通航させたときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 3 詐欺その他不正な手段により、第四条第一項の許可を受けたときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第六条 第四条第一項の規定に違反して竹木を流送した者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 2 第三条第二項又は第三項の規定に違反して舟又はいかだを通航させた者は、二十万円以下の罰金に処する。 3 詐欺その他不正な手段により、第四条第一項の許可を受けた者は、二十万円以下の罰金に処する。

(三重県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第十九条 三重県砂防指定地等管理条例（平成十四年三重県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。 一 第三条の規定に違反して砂防設備を損傷したとき。 二 第四条第一項又は第十条第一項の規定に違反して行為をしたとき。	(罰則) 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。 一 第三条の規定に違反して砂防設備を損傷した者 二 第四条第一項又は第十条第一項の規定に違反して行為をした者

三 第五条又は第十一条において準用する第十条第一項の規定に違反して砂防設備の占用をしたとき。 四 第十六条又は第十七条の規定による知事の命令に違反したとき。 五 第二十条第一項の規定に違反したとき。 2 次の各号のいずれかに該当する場合に は、その違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。 一 第四条第二項、第十条第一項ただし書（第十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第三項又は第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 二 第十三条の規定に違反して標識を設置しなかったとき。 三 第十五条第一項の規定に違反して権利を譲渡したとき。 四 第二十二條第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。 五 第二十三条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	三 第五条又は第十一条において準用する第十条第一項の規定に違反して砂防設備の占用をした者 四 第十六条又は第十七条の規定による知事の命令に違反した者 五 第二十条第一項の規定に違反した者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。 一 第四条第二項、第十条第一項ただし書（第十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第三項又は第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第十三条の規定に違反して標識を設置しなかった者 三 第十五条第一項の規定に違反して権利を譲渡した者 四 第二十二條第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者 五 第二十三条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
--	---

（三重県自然環境保全条例の一部改正）

第二十条 三重県自然環境保全条例（平成十五年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第五十一条 第十四条の規定による命令（第四十四条第一項の規定により自然保護取締員が行うものを含む。）に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 第五十一条の二 第二十一条又は第二十四条の規定による命令（第四十四条第一項の規定により自然保護取締員が行うものを含む。）に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万	第五十一条 第十四条の規定による命令（第四十四条第一項の規定により自然保護取締員が行うものを含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第五十一条の二 第二十一条又は第二十四条の規定による命令（第四十四条第一項の規定により自然保護取締員が行うものを含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

円以下の罰金に処する。 第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十一条第四項又は第十二条第三項の規定に違反したとき。 二 第十一条第五項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付けられた条件に違反したとき。 三 第二十条第一項の規定による届出をしないで指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をし、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第二十条第二項又は第三十五条（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。	第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十一条第四項又は第十二条第三項の規定に違反した者 二 第十一条第五項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付けられた条件に違反した者 三 第二十条第一項の規定による届出をしないで指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をし、又は虚偽の届出をした者 四 第二十条第二項又は第三十五条（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
第五十二条の二 第二十条第五項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第五十二条の二 第二十条第五項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第五十二条の三 第十三条第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。	第五十二条の三 第十三条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
第五十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十三条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をしたとき。 二 第十三条第五項の規定に違反したとき。 三 第二十三条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第二十三条第二項の規定による命令	第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十三条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者 二 第十三条第五項の規定に違反した者 三 第二十三条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者 四 第二十三条第二項の規定による命令

に違反したとき。 五 第二十三条第五項の規定に違反したとき。 六 第四十五条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 七 第四十七条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げたとき。 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する行為をし、又は虚偽の届出をしたとき。 二 第三十四条第五項の規定に違反したとき。	に違反した者 五 第二十三条第五項の規定に違反した者 六 第四十五条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 七 第四十七条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者 二 第三十四条第五項の規定に違反した者
--	--

(三重県地方卸売市場条例の一部改正)

第二十一条 三重県地方卸売市場条例（平成十八年三重県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(卸売業務の許可) 第十九条 (略) 2・3 (略) 4 知事は、第一項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一～三 (略) 四 法人の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。 イ (略) ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しく	(卸売業務の許可) 第十九条 (略) 2・3 (略) 4 知事は、第一項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一～三 (略) 四 法人の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。 イ (略) ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しく

くはその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。 ハ・ニ (略) 五〽七 (略) 5 (略) (仲卸業務の承認) 第三十条 (略) 2・3 (略) 4 指定管理者は、第一項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 一〽三 (略) 四 法人の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。 イ (略) ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。 ハ・ニ (略) 五〽七 (略) 5 (略) (関連事業者の承認) 第三十九条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、第一項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。 二〽七 (略)	はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。 ハ・ニ (略) 五〽七 (略) 5 (略) (仲卸業務の承認) 第三十条 (略) 2・3 (略) 4 指定管理者は、第一項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 一〽三 (略) 四 法人の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。 イ (略) ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。 ハ・ニ (略) 五〽七 (略) 5 (略) (関連事業者の承認) 第三十九条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、第一項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。 二〽七 (略)
--	---

(三重県統計調査条例の一部改正)

第二十二條 三重県統計調査条例（平成二十一年三重県条例第七号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第十三条 第七条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 2 (略) 第十四条 第十一条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 第十五条 第十一条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第十六条 県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第十七条 第四条に規定する県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第十三条 第七条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 2 (略) 第十四条 第十一条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第十五条 第十一条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第十六条 県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第十七条 第四条に規定する県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(三重県暴力団排除条例の一部改正)

第二十三条 三重県暴力団排除条例（平成二十二年三重県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第三十二条 第十八条の規定に違反して、暴	第三十二条 第十八条の規定に違反して、暴

力団事務所を開設し、又は運営したとき は、その違反行為をした者は、一年以下の 拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	力団事務所を開設し、又は運営した者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 に処する。
第三十四条 第十七条の規定による命令に 違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十 万円以下の罰金に処する。	第三十四条 第十七条の規定による命令に 違反した者は、六月以下の懲役又は五十万 円以下の罰金に処する。

（地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を
指定するための基準等を定める条例の一部改正）

第二十四条 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動
法人を指定するための基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第七十二号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改 正 後	改 正 前
（欠格事由） 第六条 第四条第一項の規定にかかわらず、 知事は、次の各号のいずれかに該当する申 出者については、指定の手続を行わないも のとする。 一 申出者の役員のうちに、次のいずれか に該当する者があるもの イ （略） ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執 行を終わった日又はその執行を受け ることがなくなつた日から五年を経 過しない者 ハ・ニ （略） 二〇六 （略）	（欠格事由） 第六条 第四条第一項の規定にかかわらず、 知事は、次の各号のいずれかに該当する申 出者については、指定の手続を行わないも のとする。 一 申出者の役員のうちに、次のいずれか に該当する者があるもの イ （略） ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行 を終わった日又はその執行を受ける ことがなくなつた日から五年を経過 しない者 ハ・ニ （略） 二〇六 （略）

（三重県行政不服審査会条例の一部改正）

第二十五条 三重県行政不服審査会条例（平成二十七年三重県条例第六十二号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改 正 後	改 正 前
（罰則） 第九条 第三条第五項又は第六条第四項の 規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又 は五十万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第九条 第三条第五項及び第六条第四項の 規定に違反した者は、一年以下の懲役又は 五十万円以下の罰金に処する。

（三重県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第二十六条 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十九年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（罰則） 第十九条 第六条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第十九条 第六条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第二十七条 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（罰則） 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。 二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行ったとき。 三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。 四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反したとき。 第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金	（罰則） 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者 二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者 三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けた者 四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者 第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

に処する。 一 第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。 二 第三十一条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入したとき。 第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 二 第十九条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。 三 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 四 第二十一条第一項の規定に違反して、同項の水質調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。 五 第二十一条第二項の規定に違反して、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。 六 第二十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 七 第二十二条第一項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかったとき。 八 第二十二条第二項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかったとき。 九 第三十三条第一項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をしたとき。 十 第三十三条第二項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	に違反した者 二 第三十一条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者 第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第十九条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 三 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 四 第二十一条第一項の規定に違反して、同項の水質調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 五 第二十一条第二項の規定に違反して、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 六 第二十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 七 第二十二条第一項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者 八 第二十二条第二項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者 九 第三十三条第一項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者 十 第三十三条第二項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
---	--

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 二 第二十三条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかったとき。	第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第二十三条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかった者
--	--

(盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例の一部改正)

第二十八条 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（令和三年三重県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第十八条 第十条(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条第一項前段の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定自動車解体業を営んだとき。 二 第六条第一項前段(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による確認をしないで、自動車を引き取ったとき。 三 第六条第二項(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による引取記録を作成せず、若しくは虚偽の引取記録を作成し、又は引取記録を保存しなかったとき。 四 第八条(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に	(罰則) 第十八条 第十条(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条第一項前段の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定自動車解体業を営んだ者 二 第六条第一項前段(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による確認をしないで、自動車を引き取った者 三 第六条第二項(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による引取記録を作成せず、若しくは虚偽の引取記録を作成し、又は引取記録を保存しなかった者 四 第八条(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に

違反したとき。 五 第十三条第一項前段の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、中古自動車輸出業を営んだとき。 第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条第一項後段の規定による変更の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定自動車解体業を営んだとき。 二 第五条第一項（第十三条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による従業者名簿を備えず、又は第五条第一項の規定による記録をせず、若しくは虚偽の記録をしたとき。 三 第五条第二項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。 四 第九条第三項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 五 第九条第四項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 六 第十三条第一項後段の規定による変更の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、中古自動車輸出業を営んだとき。 第二十一条 第四条（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して標識を掲げなかったときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。	違反した者 五 第十三条第一項前段の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、中古自動車輸出業を営んだ者 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条第一項後段の規定による変更の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定自動車解体業を営んだ者 二 第五条第一項（第十三条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による従業者名簿を備えず、又は第五条第一項の規定による記録をせず、若しくは虚偽の記録をした者 三 第五条第二項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者 四 第九条第三項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 五 第九条第四項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 六 第十三条第一項後段の規定による変更の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、中古自動車輸出業を営んだ者 第二十一条 第四条（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して標識を掲げなかった者は、十万円以下の罰金に処する。
--	---

(三重県個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第二十九条 三重県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年三重県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 附 則 1 5 (略) 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧三重県個人情報保護条例第六条第一項第八号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第二項の規定の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 (略) 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧三重県個人情報保護条例第二条第四号に規定する保有個人情報を附則第二項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 8・9 (略)	1 附 則 1 5 (略) 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧三重県個人情報保護条例第六条第一項第八号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第二項の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 (略) 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧三重県個人情報保護条例第二条第四号に規定する保有個人情報を附則第二項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 8・9 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」

という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(三重県職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の三重県職員退職手当支給条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第四項並びに三重県職員退職手当支給条例第十七条第二項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十一条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第二十三条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第六条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第四項並びに公立学校職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第四条関係）		別表第一（第四条関係）	
機 関	事 務	機 関	事 務
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
二〜六（略）	（略）	二〜六（略）	（略）
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）	
機 関	事 務	機 関	事 務
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるものの	一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
二〜六（略）	（略）	二〜六（略）	（略）

一 知事 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
三〇～三二 (略)	(略)	(略)

一 知事 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
三〇～三二 (略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十三号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一～二十六（略）	（略）	一～二十六（略）	（略）
二十六の二 削除		二十六の二 三重県特定不 妊治療費助成規則（平成 二十年三重県規則第五十 七号）に基づく次に掲げ る事務 イ 第五条の規定による 申請書の受理及び知事 への送付 ロ 第八条の規定による 申請受理簿の作成	各市町（四 日市市を除 く。）
二十六の三 削除		二十六の三 三重県特定不 妊治療費助成規則に基づ く次に掲げる事務 イ 第五条の規定による 申請書の受理及び知事 への送付 ロ 第六条の規定による 決定通知書の交付の経 由 ハ 第八条の規定による 申請受理簿の作成	四日市市
二十六の四～三十五（略）	（略）	二十六の四～三十五（略）	（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和六年十月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十四号

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（失業者の退職手当） 第十条（略） 2（略） 8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 1（略） 四 <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 五・六（略） 9・10（略） 11 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、<u>雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u>	（失業者の退職手当） 第十条（略） 2（略） 8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 1（略） 四 <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第五十六條の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 五・六（略） 9・10（略） 11 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u>

12 ～ 14 (略) 附 則 1 ～ 8 (略) 9 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 10 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を	一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 12 ～ 14 (略) 附 則 1 ～ 8 (略) 9 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 10 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を
---	--

改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が、引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

11・12 （略）

13 令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らし

改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が、引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

11・12 （略）

13 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らし

て再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものの ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」 とする。 14 22 (略)	て再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものの ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」 とする。 14 22 (略)
--	--

附 則

- この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第九項及び第十項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の第十条第八項（第四号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）及び第十一項の規定は、退職職員（退職した三重県職員退職手当支給条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十月十八日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十五号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収 する事務	手数料 の名称	手数料の 金額	項	手数料を徴収 する事務	手数料 の名称	手数料の 金額
一（ 三百 十九	（略）	（略）	（略）	一（ 三百 十九	（略）	（略）	（略）
三百 十九 の二	建築基準法第 六条の三第一 項又は第十八 条第五項の規 定に基づく構 造計算適合性 判定	構造計 算適合と 性判定 手数料	建築物ご とに、別表 第十四に 定める金 額を加算 した金額	三百 十九 の二	建築基準法第 六条の三第一 項又は第十八 条第四項の規 定に基づく構 造計算適合性 判定	構造計 算適合と 性判定 手数料	建築物ご とに、別表 第十四に 定める金 額を加算 した金額
三百 二十	建築基準法第 七条第一項（同 法第八十七条 の四又は第八 十八条第一項 若しくは第二 項において準 用する場合を 含む。）の規定 に基づく検査 の申請又は同 法第十八条第 二十項（同法第 八十七条の四 又は第八十八 条第一項若し	完了検 査申請 又は完了 通知 手数料	別表第十 二に定め る金額	三百 二十	建築基準法第 七条第一項（同 法第八十七条 の四又は第八 十八条第一項 若しくは第二 項において準 用する場合を 含む。）の規定 に基づく検査 の申請又は同 法第十八条第 十六項（同法第 八十七条の四 又は第八十八 条第一項若し	完了検 査申請 又は完了 通知 手数料	別表第十 二に定め る金額

	二百一十七項	建築基準法第七條の三第一項（同法第八十七條の四又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	中間検査申請又は特定工事終了通知手数料	別表第十三に定める金額
	二百一十七項	建築基準法第七條の六第一項第一号若しくは第二号（同法第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定申請手数料	十二万円

二百一十七項	建築基準法第七條の三第一項（同法第八十七條の四又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	中間検査申請又は特定工事終了通知手数料	別表第十三に定める金額
二百一十七項	建築基準法第七條の六第一項第一号若しくは第二号（同法第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定申請手数料	十二万円

四百三十三百六十四	請又は同法第十八条第三十八項第一号若しくは第二号（同法第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
	(略)	(略)	(略)
	備考（略）		

四百三十三百六十四	請又は同法第十八条第二十四項第一号若しくは第二号（同法第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
	(略)	(略)	(略)
	備考（略）		

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十六号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（失業者の退職手当）	（失業者の退職手当）
第十条 （略）	第十条 （略）
2 ～ 7 （略）	2 ～ 7 （略）
8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
一 ～ 三 （略）	一 ～ 三 （略）
四 安定した職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
五 ・ 六 （略）	五 ・ 六 （略）
9 ・ 10 （略）	9 ・ 10 （略）
11 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。	11 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

12 ～ 14 (略) 1 ～ 8 (略) 9 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 10 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を	一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 12 ～ 14 (略) 1 ～ 8 (略) 9 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 10 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を
--	---

改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が、引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

11 （略）

12 令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就

改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が、引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

11 （略）

12 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就

職を促進するために必要な職業安定法第四 四条第四項に規定する職業指導を行うこ とが適当であると認めたもの」とあるの は 「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に 規定する厚生労働省令で定める理 由により就職が困難な者であつ て、同法第二十四條の二第一項第 二号に掲げる者に相当する者とし て規則で定める者に該当し、か つ、県委員会が同項に規定する指 導基準に照らして再就職を促進す るために必要な職業安定法第四 四条第四項に規定する職業指導を行 うことが適当であると認めたもの ハ 特定退職者であつて、雇用保 険法附則第五條第一項に規定する地 域内に居住し、かつ、県委員会が 同法第二十四條の二第一項に規定 する指導基準に照らして再就職を 促進するために必要な職業安定法 第四條第四項に規定する職業指導 を行うことが適当であると認めた もの（イに掲げる者を除く。）」 とする。 13 20 (略)	職を促進するために必要な職業安定法第 四条第四項に規定する職業指導を行うこ とが適当であると認めたもの」とあるの は 「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に 規定する厚生労働省令で定める理 由により就職が困難な者であつ て、同法第二十四條の二第一項第 二号に掲げる者に相当する者とし て規則で定める者に該当し、か つ、県委員会が同項に規定する指 導基準に照らして再就職を促進す るために必要な職業安定法第四 四条第四項に規定する職業指導を行 うことが適当であると認めたもの ハ 特定退職者であつて、雇用保 険法附則第五條第一項に規定する地 域内に居住し、かつ、県委員会が 同法第二十四條の二第一項に規定 する指導基準に照らして再就職を 促進するために必要な職業安定法 第四條第四項に規定する職業指導 を行うことが適当であると認めた もの（イに掲げる者を除く。）」 とする。 13 20 (略)
---	--

附 則

- この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第九項及び第十項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の第十条第八項（第四号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）及び第十一項の規定は、退職職員（退職した公立学校職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年十月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
区分	事務		区分	事務	
一 条例別表第一の一の項の規則で定める事務	一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	七（略）	一 条例別表第一の一の項の規則で定める事務	一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	七（略）
二・三（略）	（略）	八・九（略）	二・三（略）	（略）	八・九（略）
別表第二（第三条関係）			別表第二（第三条関係）		
区分	事務	情報	区分	事務	情報
一 条例別表第二の一の項の規則で定める事務	一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務	一 生活に困窮する外国人要保護者等に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始	一 条例別表第二の一の項の規則で定める事務	一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始	一 生活に困窮する外国人要保護者等に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の開始
	二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	二 生活に困窮する外国人要保護者等に係る生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは		二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	二 生活に困窮する外国人要保護者等に係る生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは
	三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条	三 生活に困窮する外国人要保護者等に係る生活保護法第二十五条		三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条	三 生活に困窮する外国人要保護者等に係る生活保護法第二十五条

[illegible]

七〇九 (略)	(略)	る情報
十 条例別表 第二の十の 項の規則で 定める事務	番号命令第二条の表 の百二十五の項の第 二欄に掲げる事務	中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法 律第十四条第一項及び 第三項の支援給付、平 成十九年改正法附則第 四条第一項の支援給付 並びに平成二十五年改 正法附則第二条第一項 の規定によりなお従前 の例によるものとされ た旧法第十四条第一項 の支援給付、平成二十 五年改正法附則第二条 第二項の規定によりな お従前の例によるもの とされた旧法第十四条 第三項の支援給付及び 平成二十五年改正法附 則第二条第三項の支援 給付の支給を必要とす る状態にある者又は支 給を受けていた者に係 る生活困窮外国人の保 護実施関係情報又は生 活保護法第五十五条の 四第一項の規定に準じ て行う就労自立給付金 若しくは同法第五十五 条の五第一項の規定に 準じて行う進学・就職 準備給付金の支給に関 する情報
十一・十二 (略)	(略)	(略)

七〇九 (略)	(略)	
十 条例別表 第二の十の 項の規則で 定める事務	番号命令第二条の表 の百二十五の項の第 二欄に掲げる事務	中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法 律第十四条第一項及び 第三項の支援給付、平 成十九年改正法附則第 四条第一項の支援給付 並びに平成二十五年改 正法附則第二条第一項 の規定によりなお従前 の例によるものとされ た旧法第十四条第一項 の支援給付、平成二十 五年改正法附則第二条 第二項の規定によりな お従前の例によるもの とされた旧法第十四条 第三項の支援給付及び 平成二十五年改正法附 則第二条第三項の支援 給付の支給を必要とす る状態にある者又は支 給を受けていた者に係 る生活困窮外国人の保 護実施関係情報又は生 活保護法第五十五条の 四第一項の規定に準じ て行う就労自立給付金 若しくは同法第五十五 条の五第一項の規定に 準じて行う進学準備給 付金の支給に関する情 報
十一・十二 (略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
